

議 案 第 35 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年12月5日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

12月1日
100分の222.5
100分の178
100分の133.5
100分の66.75

」を

12月1日
100分の232.5
100分の186
100分の139.5
100分の69.75

」に改める。

第2条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

6月1日	12月1日
100分の207.5	100分の232.5
100分の166	100分の186
100分の124.5	100分の139.5
100分の62.25	100分の69.75

」を

「

6月1日	12月1日
100分の212.5	100分の227.5
100分の170	100分の182
100分の127.5	100分の136.5
100分の63.75	100分の68.25

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。